

西条保健所における業務の一部復元 (R4.3.4~)

○ 濃厚接触者の調査・特定

- 学校：学校が作成したリストをもとに保健所と協議
⇒ 保健所が特定
- 児童施設：施設が判断
⇒ 保健所が特定
- 知人・友人等：陽性者の連絡を受け、自ら判断
⇒ 保健所が特定
- 事業所：事業所が判断
⇒ 事業所が作成したリストをもとに保健所が特定

○ 濃厚接触者の検査

- 同居家族：症状が現れたら医療機関を受診し、検査
⇒ 保健所が検査を実施
- 学校、児童施設：症状が現れたら医療機関を受診し、検査
⇒ 保健所が検査を実施

※濃厚接触者の健康観察は、これまで同様、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、症状が現れたらコールセンターに連絡の上、医療機関を受診